

尼 障 第 1032 号
尼 北 障 支 第 150 号
尼 南 障 支 第 147 号
令 和 4 年 7 月 11 日

- ・ 視覚障害者（児）の外出支援サービス（同行援護・通院等介助）
利用者（児の保護者）様
- ・ 同行援護及び居宅介護指定事業所様
- ・ 特定相談支援事業所様

尼崎市健康福祉局
障 害 福 祉 課 長
障害福祉政策担当課長
北部障害者支援課長
南部障害者支援課長

視覚障害者（児）の外出支援サービス（同行援護・通院等介助）の運用変更について（通知）

猛暑の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本市の障害者施策に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年9月1日から下記のとおり、視覚障害者（児）の外出支援サービス（同行援護・通院等介助）の運用を変更しますので、運用変更にかかる支給決定を希望される方につきましては、下記のとおり手続きしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、通院にかかる支援を介護保険サービス（訪問介護の通院介助）で受けることができる方につきましては、今回の手続きは不要となりますので、下記の4をご覧ください。

なお、事業所の皆様におかれましては、今回の運用変更についてご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 変更内容について

これまで、主に余暇活動や社会参加等が目的の場合は「同行援護」を、通院や公的手続き等が目的の場合は「通院等介助」を支給決定していましたが、余暇や通院等を伴う一連の外出について効率的な利用ができるよう、同行援護へ統合（同行援護統合利用型）した支給に運用を変更します。

	変更後 (同行援護統合利用型)	変更前 (同行援護・通院等介助併給利用型)
主な 利用目的	余暇活動・社会参加、 通院・公的手続き等	同行援護：余暇活動や社会参加等 通院等介助：通院や公的手続き等
支給量 (時間数)	通院なし：50時間/月（上限時間） 通院あり：60時間/月（原則、上限時間）	同行援護：50時間/月（標準基準時間） 通院等介助：10時間/月（標準基準時間）
支給方法	上限時間を設定し、 その範囲内で必要時間数を支給	標準基準時間を目安に 必要時間数を積み上げて支給

【「同行援護統合利用型」の上限時間と上乗せ時間】

- ◆ 現行の「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準」における「通院等介助」と「同行援護」の標準基準時間（通院等介助（月10時間）、同行援護（月50時間））を準用して次表のとおり上限時間を設けます。

- ◆ 通院等に係る必要時間数が月 20 時間を超える場合は、支給量を月 10 時間上乗せします（上限時間：70 時間/月）。

通院等に係る必要時間数 (現行の通院等介助支給決定時間数)	上乗せ時間	上限時間
通院なし (0 時間)	—	50 時間/月
通院あり (20 時間以下)	—	60 時間/月
通院あり (20 時間超)	+10 時間/月	70 時間/月

2 申請手続きについて

今回の運用変更については、原則、令和 4 年 9 月 1 日以降の更新時にご意向を確認させていただいた上で、順次支給決定を行います。

なお、更新より前に運用変更の支給決定を希望される方につきましては、同封している申請書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

また、受給者証の有効期間が 8 月末までで 9 月 1 日からの更新書類をすでに提出された方のうち、通院等介助を同行援護に統合して利用を希望される場合は、改めて変更の手続きをしてください。

3 変更の適用日について

- (1) 8 月 31 日 (水) までの申請分 (※郵送による場合は 8 月 31 日 (水) 必着とします)
令和 4 年 9 月 1 日から適用します。
- (2) 9 月 1 日 (木) 以降の申請分
申請日の翌月の初日から適用します。
ただし、申請日が月の初日の場合は、当該月から適用します。

4 通院にかかる支援を介護保険サービスで受けることができる方について

これまでどおり、通院にかかる支援は基本的に介護保険サービスでの利用となります。

また、余暇活動や社会参加等にかかる支援である「同行援護」につきましては、今回の見直しにより、50 時間/月を上限時間として設定します。

5 同行援護及び居宅介護指定事業所、特定相談支援事業所の皆様へ

今回の運用変更についてご留意いただくとともに、必要に応じて、利用者様へのご説明や申請手続き等へのご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

6 申請（連絡）の窓口について

- (1) 北部障害者支援課 (※お住まいの地域が JR 神戸線より北部の方)
〒661-0012 尼崎市南塚口町 2 丁目 1 番 1 号 塚口さんさんタウン 1 番館 5 階
電話：06-4950-0374 ファックス：06-6428-5118
- (2) 南部障害者支援課 (※お住まいの地域が JR 神戸線より南部の方)
〒660-0876 尼崎市竹谷町 2 丁目 183 番地 出屋敷リベル 5 階
電話：06-6415-6246 ファックス：06-6430-6803

参考資料

運用変更に係る Q & A (別添のとおり)